

①事業名	【65】世界遺産保存活用支援事業	
②主管課及び関係課(課長名)	文化庁文化財部記念物課(課長:村田 善則)	
③施策目標及び達成目標	<p>施策目標 8-2 文化財の次世代への継承・発展</p> <p>達成目標 8-2-2 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。</p> <p>達成目標 8-2-3 文化財の特質やその適切な保存に配慮しつつ、多様な手法を用いて国民にわかりやすい形でその公開・活用を促進する。</p> <p>達成目標 8-2-4 専門的機関や NPO などの適切な連携協力の促進、文化財に携わる人材の確保と資質の向上、文化財保護に関する国民への普及活動等を通じて、文化財の保護継承・活用のための基盤を整備する。</p> <p>施策目標 8-4 国際文化交流の推進による芸術文化水準の向上、文化を通じた国際貢献、諸外国との相互理解の増進</p> <p>達成目標 8-4-5 日本文化の総合的な情報発信を図るとともに、海外の日本文化に対するニーズへの対応を図る。</p>	
④事業の概要	<p>本事業は、以下の事業を実施することにより、世界遺産に関する正しい情報を発信し、広く国民に対し国内外の文化財保護に対する意識の向上を図るとともに、世界遺産への登録推薦、登録された世界遺産の適切な保存管理、公開活用を促進することを目指すものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に関するシンポジウムの開催</li> <li>・世界遺産普及・啓発のための広報資料の作成</li> <li>・世界遺産に関する国際会議の開催</li> <li>・外国の世界遺産の調査</li> <li>・世界遺産を有する関係団体によるフォーラムの開催</li> <li>・世界遺産保護に関する包括的指針の策定 等</li> </ul>	
⑤予算額及び事業開始年度	<p>平成18年度概算要求額:60百万円</p> <p>事業開始年度:平成18年度</p>	
⑥事業開始時において得ようとした効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑦得られた効果	〔拡充事業の場合のみ記入〕	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	<p>【得ようとする効果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に関する普及・啓発</li> <li>世界遺産条約の意義、世界遺産登録の制度、世界遺産登録状況等、世界遺産に関する正しい情報を発信することにより、広く国民に対し世界遺産の正確な理解の促進、世界遺産条約の精神の普及啓発を行い、国内外の文化財保護に対する意識の向上を図る。</li> <li>・世界遺産への登録推薦</li> <li>国際会議や海外の世界遺産を調査、比較研究することにより、暫定リスト登録遺産の「顕著で普遍的価値」の証明を行い、世界遺産一覧表へ登録することで、日本の文化を世界に発信する。</li> <li>・世界遺産の保存管理・活用</li> <li>世界遺産を有する地方公共団体等によるフォーラムを開催することにより、各々の地域が抱える保存と活用に関する諸問題の解決に資するとともに、世界遺産保護に関する包括的指針を示すことにより、総合的な保存・活用計画の策定を促し、世界遺産構成資産の総合的、一体的な管理、整備を行う。</li> </ul> <p>【上位基本目標・達成目標との関係】</p> <p>本事業の効果をあげることにより、世界遺産についての正しい理解の促進、海外への日本文化の発信、世界遺産の総合的な保存・活用等が図られ、ひいては、8-2-2にある「文化財の保存・継承」、8-2-3にある「国民にわかりやすい形で公開・活用」、8-4-5「日本文化の総合的な情報発信、海外の日本文化に対するニーズへの対応」という成果に結びつくものと考えられる。</p>	<p>⑨達成年度</p> <p>平成22年度</p>
⑩必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に関する普及・啓発</li> <li>一般の人々に世界遺産条約の意義、世界遺産一覧表登録までの制度等について理解し</li> </ul>	

	<p>てもらうためには、シンポジウムの開催や広報資料の作成等を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産への登録推薦 日本の文化を世界に向けて発信するため日本の文化遺産を世界遺産一覧表へ登録するには、国際会議や海外の世界遺産と比較することで「顕著で普遍的な価値」を証明する必要がある。</li> <li>・世界遺産の保存管理・活用 国内の世界遺産を保存しつつ活用するためには、世界遺産を有する地方公共団体等を始め関係機関等が一同に会して諸問題の解決に向けたフォーラムの開催を行うとともに、世界遺産を構成する個別の資産を一体として捉えた総合的な保存・活用計画を策定するための包括的な指針を策定する必要がある。</li> </ul> <p>なお、「観光立国推進戦略会議報告書」（平成16年11月30日）において、「国内の世界遺産の適切な保存や国内外の人々に向けた公開・活用を進めるための支援等を行うことが重要」と提言されており、国として世界遺産の保存管理、公開活用を進めるための支援を行っていくことが不可欠である。</p>
⑪効率性	<p>【事業に投入されるインプット】 本事業の予算規模は60百万円である。</p> <p>【事業から得られるアウトプット】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に関する普及・啓発 世界遺産に関するシンポジウムを2回開催することにより、延べ1,000人の参加が見込まれる。世界遺産に関する広報資料を作成することにより、広く国民に世界遺産に関する正しい情報を発信する。</li> <li>・世界遺産への登録 世界遺産に関する国際会議を1回開催することにより、500人の参加が見込まれる。海外の世界遺産を調査することで、登録推薦予定資産の他の類似の資産との比較が可能となる。</li> <li>・世界遺産の保存管理・活用 本事業の実施により、フォーラムを1回開催し、500人の参加が見込まれる。世界遺産保護に関する包括的指針を策定することにより、既登録の世界文化遺産10件の総合的保存管理計画の策定を促進する。</li> </ul>
⑫想定できる代替手段との比較考量	
⑬有効性	<p>指標・参考指標</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に関する普及・啓発 【参考指標】シンポジウム参加者数、世界遺産に関するホームページのアクセス数等</li> <li>・世界遺産への登録 【参考指標】国際会議参加者、調査及び分析が終了した海外の世界遺産数等</li> <li>・世界遺産の保存管理・活用 【参考指標】フォーラム参加者数、フォーラム参加者のうち、世界遺産・文化財の保護に参考になったと答えた人の割合、総合的な保存管理計画が策定されている世界遺産の割合等</li> </ul>
	<p>効果の把握の仕方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に関する普及・啓発 参加者等の集計やアンケート等</li> <li>・世界遺産への登録 参加者の集計やアンケート、調査及び分析が終了した海外の世界遺産の割合等</li> <li>・世界遺産の保存管理・活用 参加者の集計やアンケート、総合的な保存管理計画が策定されている世界遺産の割合等</li> </ul>
	<p>得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産に関する普及・啓発 シンポジウム参加者等の世界遺産条約等への理解</li> <li>・世界遺産への登録 世界遺産登録数</li> <li>・世界遺産の保存管理・活用 世界遺産の保存管理・公開活用の促進</li> </ul>
⑭公平性、優先性	[政策の特性に応じて、必要により評価]
⑮評価に用いたデータ・情報・外部評価等	
⑯備考	

# 世界遺産保存活用支援事業

要求額60百万円(新規)

(背景)

国内外における世界遺産への関心の高まり

- ・国内における遺産登録要望の増加
- ・国内における登録遺産の増加

世界遺産委員会における遺産登録及び登録遺産保全状況の審査の厳格化

## 世界遺産

### 普及・啓発

- ・広報資料の作成
- ・シンポジウムの開催

### 登録推薦

- ・国際会議の開催
- ・外国の世界遺産の調査及び比較研究

### 保存管理・活用

- ・フォーラムの開催
- ・世界遺産保護の包括的指針の策定

世界遺産に関する正しい情報の発信

暫定リスト登録遺産の「顕著で普遍的価値」の証明

総合的な保存・活用計画の策定

国内外の文化財保護に対する意識の向上

世界遺産一覧表への登録遺産の増加

世界遺産構成資産の総合的、一体的な管理、整備

- ・海外への日本文化の発信及び諸外国との相互理解の増進
- ・我が国の文化を再認識し、歴史と文化を尊ぶ心を育成
- ・文化財の次世代への継承